

まちづくり協議会施設部会と利用団体により

体育館の下見会を開催しました

4月29日(日) まちづくり協議会施設部会と利用登録5団体の代表による、体育館の下見会を開催しました。

下見会では、まちづくり協議会と利用団体により以下の事項を確認しました。

下見会での確認事項

1. 不具合の箇所の確認
建物および備品
2. 防災備蓄品
備蓄品は体育館利用後確認する
このため確認し易いように並べ変えを行う
3. 利用スケジュールの作成
現在利用希望団体として申し込まれている5団体により話し合いで決める
4. 報告および広報
利用スケジュール等の広報はHPを利用する
使用後の報告等はメール、FAX等を利用する
5. その他
鍵1組を利用団体に預ける



破損箇所、戸締まりの確認



備品の確認



備蓄品の確認

防災性能と居住環境の向上を図り安全で住みよいまちづくりを目指して

志茂まちづくり協議会ニュース

第8号 平成19年6月

発行：志茂まちづくり協議会

URL：<http://shimo.machikyou.net/>

平成19年6月27日(水)

第8回 志茂まちづくり協議会を開催します!

平日夜間の開催です、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

日時：6月27日(水)午後7時から8時30分頃まで

場所：志茂東ふれあい館2階A・Bホール(志茂4-44-1)

〈内容〉

旧志茂小学校跡地の広場整備について



○校舎が解体除却された防災広場整備予定地

利用団体有志により 体育館を清掃しました

5月4日12時より、体育館利用団体の有志で清掃を行いました。約20名が参加し、久々の雑巾がけに汗を流しました。約1年使用していないのでホコリが積もっていましたが、雑巾がけを行うことで、思ったより綺麗になりました。大切に使用するよう心掛けます。



協議会サイト(ホームページ)をご覧になりましたか?

体育館利用団体の記録(登録団体によるブログ)サイトも開設しました。当ホームページ経由で見られますので、一度ご覧ください。

<http://shimo.machikyou.net/>

[北区より]

密集事業の内容を詳しく知りたい方、土地の売却をご検討している方、建替えをお考えの方は下記までご相談下さい。

事務局・問い合わせ先

北区まちづくり部 まちづくり推進課

電話 3908-9154 FAX 3908-2244

E-mail machisuishin-ka@city.kita.lg.jp

話し合いでの意見等は、裏面をご覧ください。

平成19年4月19日

★第7回志茂まちづくり協議会で話し合われた事のあらまし★

《旧志茂小学校跡地暫定利用について》

高齢福祉課・障害福祉課からのお願い

- ・北区高齢福祉課及び障害福祉課では、一人ぐらし高齢者及び要介護高齢者・心身障害者寝具乾燥サービスの作業用スペースとして、旧志茂小学校校庭の一部について、月1～2回（平日9:00～16:00）程度の使用をお願いしたい。

まちづくり協議会からのお知らせ

- ・まちづくり協議会・施設部会から旧志茂小学校跡地の暫定利用一管理・運営規約(案)一の説明と提案があり、当日のまちづくり協議会全体会で承認されました。協議会で承認された管理・運営規約を右に掲載します。
- ・現在5団体が登録をしています。利用のための登録は随時受け付けております。利用希望団体は裏面の事務局宛にお問い合わせ下さい。

《(仮)志茂子ども交流館について》

子育て支援課からの説明

- ・施設規模は平屋建てで700㎡程度を想定している。(旧志茂小学校体育館は500～600㎡程度の規模)
- ・施設内容は児童福祉法に基づく0歳～18歳未満までの幼児、児童、少年を対象とした児童館機能を中心に、多世代交流機能も併せ持つ施設を目指したい。
- ・今年秋頃までには、プラン(整備計画)を提示できるものと考えている。

皆さんからの意見

- ・防災機能や集会施設機能はどうなるのか。別途建設するのか。
- ・できるだけ早く具体的な計画案を提示してもらい、協議会で議論したい。
- ・(仮)志茂子ども交流館を含めた跡地の全体利用計画はどうなるのか。

事務局

- ・(仮)志茂子ども交流館整備に伴い、体育館を除却するので、集会所施設や防災用備蓄庫を整備する必要がある。こうした施設を(仮)志茂子ども交流館に複合させるか否かは検討中である。
- ・跡地の全体利用計画は今後協議会の皆さんと話し合っ決めていきたい。

旧志茂小学校跡地の暫定利用 一管理・運営規約一

1. 施設の管理

【利用施設と使用時期】

- (1)利用対象施設は、旧志茂小学校内の旧体育館と敷地とし、利用期間は、平成19年4月から平成20年3月までの1年間とする。

【施設の管理と運営】

- (2)施設は、協議会会長が管理し、施設の運営は、協議会の施設部会が行う。

【施設部会】

- (3)施設部会は施設部長、副部長及び部会員で構成し、施設部長は、協議会役員から選出する。

施設部副部長は、施設を利用するそれぞれのグループの代表者が務める。施設部副部長並びに部員は、協議会の会員として活動する。

【施設使用の承認と承諾】

- (4)施設を使用するグループは、志茂まちづくり協議会(以下協議会)の役員会で承認する。

協議会会長は役員会の承認前に、使用者及び使用目的等を施設所有者である北区まちづくり部まちづくり推進課に報告書し、施設使用の承諾を得ること。

【その他】

- (5)上記に定めのないものは協議会役員会で定める。

2. 施設の運営

【施設利用時間】

- (1)施設利用日の調整は、施設部会が行う。利用時間は、午前(9-13)午後(13-17)夜間(17-21)とする。

【施設管理】

- (2)門および旧体育館の鍵は、施設部長が保管し、鍵の貸し出しについては、施設部長が行う。

- (3)旧体育館内にある災害用備蓄品、備品等は使用ごとに数量等確認し、備蓄品、備品等を損失または破損させた場合には、使用した施設部副部長の責任で補償する。

- (4)施設内での怪我等の責任は、施設利用者が負う。

- (5)旧体育館内での火気使用、喫煙を禁止するとともに、近隣の迷惑となるような行為は行わない。

- (6)施設使用後は、使用した施設部副部長の責任のもとに、使用した用具の片付け、旧体育館周辺、敷地内外の清掃およびトイレの清掃等を行うとともに、ごみは持ち帰る。

- (7)施設使用後は、門、窓や扉の施錠、消灯を確実に実施し、別紙「施設使用報告・点検記録簿」に記入し、施設部長に提出する。

- (8)施設利用は、区、自治会および消防団等を優先する。

- (9)上記に定めのないものは、施設部会で定める。